

健康づくり推進協議会について

1 健康づくり推進協議会が担任する事務

(附属機関条例)

市の総合的な保健計画の策定、進捗等に関する事項及び市が実施する各種健康診査、健康相談、保健栄養指導その他の市民の健康の増進に関する事項について調査審議すること。

＜参考 過去の委員会における審議事項（抜粋）＞

年度	審議事項
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次しろい健康プランの達成状況について ・第3次しろい健康プラン（素案）について ・パブリックコメントの実施について
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果及び意見の取り扱いについて ・第3次しろい健康プラン（案）の決定について
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次しろい健康プランの評価について

2 委員の構成

協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 医師
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 教育機関の職員
- (5) 印旛保健所の職員
- (6) 市民

- ・商工会
- ・スポーツ推進委員協議会
- ・食生活改善推進員協議会
- ・小中学校 PTA 連絡協議会

3 委員の任期

- (1) 委員の任期は3年とし再任を妨げない。
(令和5年8月30日から令和8年8月29日までの3年間)
- (2) 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長及び副会長

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 報酬

- (1) 会長 7,300 円
- (2) 副会長・委員 6,600 円

6 会議

- (1) 会議は会長が招集し、議長となる。
- (2) 会議は委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (3) 会議の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- (4) 協議会が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

7 事務局

白井市役所 健康子ども部 健康課 健康づくり推進係 (担当 渡辺、荒木)
電 話 : 047-492-1111 (代)、047-497-3494 (直)
F A X : 047-492-3033 メール : kenkou@city.shiroi.chiba.jp

<事務局と委員の役割>

	事務局	委員
会議開催前	<ul style="list-style-type: none">・ 会議開催日の約2週間前に会議開催通知文と会議資料等を郵送・ 情報公開コーナー、市ホームページ、図書館等に会議の開催を告知	<ul style="list-style-type: none">・ 会議開催通知受領後、委員会を欠席する場合、事務局へ連絡
会議当日	<ul style="list-style-type: none">・ 会議公開により市民の傍聴が可能・ 議事録作成のための会議録音、記録用の撮影	
会議開催後	<ul style="list-style-type: none">・ 会議日より約2週間後に会議録案を郵送・ 会議録完成後、郵送・ 会議後に会議資料、会議録を情報公開コーナー、市ホームページ等に設置、掲載・ 欠席者に会議当日の配布資料を郵送・ 会議日より約3週間後に委員報酬を指定口座に振込	<ul style="list-style-type: none">・ 会議録案を確認し、情報公開への承認・ 訂正等がある場合は、1週間以内に事務局へ連絡・ 委員報酬振込の有無を確認

8 今後の委員会の予定

年度	時期	主な内容（予定）
令和5年度	8月30日	委嘱状交付 会長・副会長の選任について 第3次しろい健康プランについて（説明） 第3次しろい健康プラン 令和4年度の実績・評価について（説明）
	9月27日	第3次しろい健康プラン 令和4年度の実績・評価について（質疑）
令和6年度	日程未定 2回開催 （予定）	第3次しろい健康プラン 令和5年度の実績・評価について
令和7年度	日程未定 3回開催 （予定）	第4次しろい健康プランの策定について 第3次しろい健康プランの実績・評価について
令和8年度	日程未定 3回開催 （予定）	第4次しろい健康プランの策定について 第3次しろい健康プランの実績・評価について